10月１日から 出産育児一時金の支給が変わりました

❑支給額が引き上げられました

出産したときに支給する出産育児一時金が、平成21年10月１日から４万円引き上げられ、原則として42万円が支給されます。（ただし※産科医療補償制度に加入していない病院などで出産した場合の支給額は39万円）

産科医療補償制度：分娩による事故によって重度の脳性まひとなった赤ちゃんとその家族の経済的負担を補償する平成21年１月に始まった制度です。分娩を取り扱う病院、診療所や助産所等が加入します。

❑支給方法が変わりました

○出産育児一時金を直接出産費用に充てることができるように原則として、医療保険者から医療機関等に出産育児一時金を直接支払う仕組み（直接支払制度）に変わります。
これにより被保険者が、出産に係る費用を事前に準備する必要がなくなります。
手続きは、出産する医療機関等に「直接支払制度」の利用を申し込むだけです。

○医療機関等での出産費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合は、差額を後日、医療保険（国保は市役所市民生活課　保険年金係窓口）に請求をしていただくことになります。
なお、出産費用が出産育児一時金の支給額を超えた場合は、その超えた額を医療機関へお支払ください。

○直接支払い制度の利用を希望しない方は、今までどおりご本人が出産育児一時金を受給することもできます。（ただし出産にかかった費用は、ご本人が医療機関にいったん支払うことになります）

※　出産費用が出産育児一時金の支給額未満のときは、医療保険者に差額分を請求してください。
　出産費用が支給額を超える場合は、差額分を医療機関でお支払いください。

10月からの出産育児一時金の支給方法

被保険者が出産
↓
退院時の医療機関での支払いは無し ※
↓
医療機関が、国保連合会などの支払機関を通して医療保険者に費用（出産育児一時金相当額：42万円まで）を請求する
↓
医療保険者が支払機関を通して医療機関に費用（42万円まで）を支払う

今までの出産育児一時金の支給方法

被保険者が出産
↓
退院時に医療機関で出産費用を全額支払う
↓
医療保険者（国保の場合は市役所保険年金係）に出産育児一時金の支給申請をする
↓
医療保険者から被保険者に出産育児一時金が支給される

■国民健康保険の出産育児一時金に関する問い合わせ　市民生活課　保険年金係　☎75－2159
その他の医療保険に加入している方は、各保険者にお問い合わせください